

【韓国】遠隔教育の活性化に関する法律の制定

海外立法情報課 中村 穂佳

* 新型コロナウイルス感染症の流行により広く行われた遠隔授業に関して、2021年9月に「デジタル基盤の遠隔教育活性化基本法」が制定、公布された。

1 背景と経緯

韓国では、新型コロナウイルス感染症の流行の影響により、小・中・高校等でオンライン授業が行われた¹。このような遠隔教育に関する法案²が、2021年1月28日に国会に提出され、所管委員会である教育委員会で審議された後、同年8月31日に国会を通過し、「デジタル基盤の遠隔教育活性化基本法」³が9月24日に公布された。

本法律は、教育機関で良質の遠隔教育が運営されるようにし、遠隔教育を活用したデジタル基盤の教育革新を支援し、未来教育の変化を率いていくことに寄与することを目的とする（第1条）。教育目的上必要な場合に教育機関の長が遠隔教育を運営することができること等が基本原則として定められ（第3条）、また、自然災害、感染症その他の事由のある場合、教育部（部は日本の省に相当）長官（以下「長官」）又は教育監⁴が学校等⁵の長に遠隔教育の運営を命じることができると規定された（第6条）。本法律は、第1章：総則、第2章：学校等の遠隔教育、第3章：大学等の遠隔教育、第4章：遠隔教育活性化の環境⁶造成、第5章：補則の5章構成であり、本則全25か条及び附則から成り、2022年3月25日に施行される。

2 制定法の概要

(1) 第1章：総則

本法律は、「遠隔教育」を、教育機関が知能情報技術⁷及び情報通信媒体を利用し、時間的・空間的制約にとらわれず実施する一切の教育活動とし、「遠隔教育コンテンツ」を、遠隔教育のため使用する符号、文字、図形、色彩、音声、音響、画像、映像及びその複合体と関連した資料又は情報とする（第2条）。教育機関の長は、教育目的上必要な場合に遠隔教育を実施す

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2021年12月6日である。

¹ 中村穂佳「【韓国】コロナ禍における学校での諸対応に関する法改正」『外国の立法』No.286-1, 2021.1, pp.10-13. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11613483_po_02860104.pdf?contentNo=1>

² 「[2107726] 디지털 기반의 원격교육 활성화 기본법안 (박찬대의원 등 16인)」의안정보시스템ウェブサイト <http://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_H211M0J1V2U6S1L4T3Q0E5Z5L1Y6A2>

³ 「디지털 기반의 원격교육 활성화 기본법 (법률 제 18459 호)」국가법령정보센터ウェブサイト <<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=235539&ancYd=20210924&ancNo=18459&efYd=20220325&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>>

⁴ 教育・学芸に関する事務の執行機関として置かれる。「地方教育自治に関する法律（法律第17893号）」第18条

⁵ 幼児教育法第2条第2号による幼稚園及び初・中等教育法第2条による学校、生涯教育法第31条第2項による生涯教育施設、又は他の法令により設置された各級学校のうち幼児教育法及び初・中等教育法上の学校教育を実施するために設立された教育機関のいずれかに該当する教育機関。本法第6条第1項、第2条第1号

⁶ 原文では「여건 (与件)」と表記されている。以下2(4)と同様。「여건」국립국어원 한국어-일본어학습사전ウェブサイト <<https://krdict.korean.go.kr/jpn/dicSearch/SearchView?nation=jpn&ParaWordNo=15174>>

⁷ 電子的方法で学習等を具現する技術、データを電子的方法で処理する技術、クラウドコンピューティング技術等の技術又はその結合及び活用技術。知能情報化基本法（法律第18298号）第2条第4号

ることができ、遠隔教育を単独で運営し、又は対面教育と並行して行うに当たって、学生に良質の教育が成し遂げられるよう努めなければならない。また、遠隔教育を実施する際、学生が身体・精神的障害、生活水準、国籍等を理由に差別を受けないようにすること、遠隔教育運営と関連して学生又は父母等の保護者が意見を示すことができるようにすること、及び遠隔教育運営と関連した教員の専門性を尊重することが実現されるようにしなければならない(第3条)。

(2) 第2章：学校等の遠隔教育

学校等の長は、遠隔教育を運営するとき、長官が定める範囲で教育監が決定する運営基準に従わなければならない。長官又は教育監は、災難⁸その他大統領令で定める事由が発生する場合、遠隔教育の運営を学校等の長に命じることができる(第6条)。長官及び教育監は、学校等の遠隔教育インフラ構築のための支援を行うことができ、長官は、必要な場合、教育用情報通信機器に対する奨励基準を定め、公表することができる(第7条)。

学校等の長は、学生が遠隔教育に参加できるよう努めなければならないが、学生が遠隔教育に参加できない不可避な事情がある場合には代替学習を支援しなければならない(第9条)。また、学校等の長は、学生が遠隔教育に自主的に参加できるよう、デジタルメディアリテラシー教育等を実施しなければならないが、国及び自治体は、学生が情報通信媒体又は情報通信機器に過度に依存しないよう、予防教育⁹を実施することができる(第10条)。

(3) 第3章：大学等の遠隔教育

大学等の遠隔教育運営基準は、長官が定める範囲で学則により定める(第12条)。大学等の長は、教員、学生、専門家等で構成された遠隔教育管理委員会を置かななければならない(第14条)。また、大学等の長は、大統領令で定めるところにより教具・装備及び施設等遠隔教育インフラの構築・運営に必要な措置を採らなければならないが、国及び自治体は、遠隔教育コンテンツ及び関連技術の開発等を支援することができる(第15条)。

(4) 第4章：遠隔教育活性化の環境造成

教育機関の長は、運営する遠隔教育コンテンツの安定的な品質管理及び適正な品質水準の確保に努めなければならないが、長官は、品質診断・評価、改善支援等の必要な政策を策定し、推進することができる(第17条)。長官及び教育監は、必要な場合、遠隔教育システム、「幼児教育法」第19条の2による幼児教育情報システム¹⁰及び「初・中等教育法」第30条の4による教育情報システム¹¹等で取得・生産・活用されるデータを処理することができる(第19条)。国及び自治体、公共機関¹²、法人・団体及び個人が遠隔教育の過程で調査し、又は提供を受けた個人又は法人・団体の情報は、本法律及び関連法律に基づかずに処理してはならず、長官及び教育監は、遠隔教育の運営過程で教員及び学生の個人情報を守るため、必要な政策を整備しなければならない(第20条)。また、長官、教育監及び大学等の長は、教育機関の教員が質の高い遠隔教育に専念することができるよう、必要な支援を行うことができる(第21条)。

⁸ 「災難及び安全管理基本法」第3条第1号の規定による災難。本法第6条第2項

⁹ 「知能情報化基本法」第54条の規定による予防教育。本法第10条第2項

¹⁰ 「教育部長官及び教育監は、幼稚園及び教育行政機関の業務(会計管理を含む)を電子的に処理することができるよう、幼児教育情報システム(以下「情報システム」という)を構築・運営しなければならない。」「幼児教育法(法律第18298号)」第19条の2第1項

¹¹ 「教育部長官及び教育監は、学校及び教育行政機関の業務を電子的に処理することができるよう、教育情報システム(以下「情報システム」という)を構築・運営することができる。」「初・中等教育法(法律第18298号)」第30条の4第1項

¹² 「公共機関の運営に関する法律」第4条の規定による公共機関をいう。本法第20条第1項